

平成 29 年度適正な食品表示研修会開催要領

○ねらい

平成 27 年 4 月から食品表示法が施行され、加工食品については平成 32 年 3 月 31 日までに同法により定められた食品表示基準に基づく表示へ移行させる必要がある。中でも栄養成分表示は小規模事業者（課税売上高が基準期間における 1000 万円以下の事業者）の加工食品であっても課税売上高が 1000 万円以上の食品販売店で取り扱われる場合は必須となっている。障がい福祉サービス事業者においても食品表示・栄養成分表示について理解を深め、同基準に基づく表示を適切に作成できるようにする必要がある。

このため、食品表示に関する法律や新基準の概要、表示留意事項、相談方法等について説明会を開催する。また、食品販売店の担当者から取扱いに困った事例や販売店へ卸す際の留意点について現場の意見や市場の動向を伝えてもらい、今後の販路拡大や食品表示変更の際に役立ててもらうこととする。

記

○主 催 特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター

○対象者 障がい者福祉事業所職員等

○会場及び期日等

会場	期日・場所
出雲	平成 30 年 1 月 22 日（月）13：30～15：30 島根県農業技術センター花振興棟 2 階 大会議室（出雲市西新町 2 丁目 1 0 3 5 - 3）
浜田	平成 30 年 1 月 24 日（水）13：30～15：30 いわみーる 4 階 4 0 2 研修室（浜田市野原町 1 8 2 6 - 1）

○講 師

（出雲）出雲保健所 衛生指導課 技師 奥村 氏

イオン大田店 商品課長 松尾 氏、農産マネージャー 出川 氏

（浜田）浜田保健所 衛生指導課 技師 石橋 氏（予定）

株式会社キヌヤ 取締役販促企画部部長兼 LB クラブ推進室室長兼生鮮本部長

戸津川 氏

- 内 容
- ・食品表示法及び食品表示新基準の概要
 - ・小規模事業者・障がい福祉サービス事業所での表示留意事項
 - ・食品表示・栄養成分表示の変更における保健所への相談方法・対策
 - ・食品販売店での取扱い商品の事例・留意点、市場の動向
 - ・商品パッケージ、POP、店内ディスプレイ、などの適切な表示方法

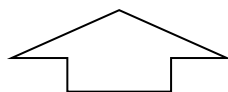
○受講料 無料

○申込締切 平成 30 年 1 月 12 日（金）

送信先：島根県障がい者就労事業振興センター東部事務所 糸賀宛

期 限：平成 30 年 1 月 12 日（金）

【FAX：0852-67-2672】 このまま FAX 送信ください（添書不要）



平成 29 年度 適正な食品表示研修会 参加申込書

事業所情報	事業所名：		
	住 所：		
	担当者氏名：		
	電 話：		
※定員に達した際など連絡する場合がありますので必ずご記入下さい			
受講会場	いずれかに○をご記入ください 出雲（1/22） ・ 浜田（1/24）		
主な 生産・製造物			
出席者		職 名	氏 名
	①		
	②		
	③		

新食品表示・栄養成分表示等において本研修で聞いてみたい項目

[]

※内容によっては個別に回答・対応させていただくことがあります

【お問い合わせ先】島根県障がい者就労事業振興センター 東部事務所

電話：(0852)67-2671) 担当：糸賀

※ご記入いただいた個人情報は本研修実施に関する事務以外には使用いたしません